

平成 29 年度 鹿児島地方最低賃金審議会
第 3 回鹿児島県最低賃金専門部会 議事録

開催日時	平成 29 年 8 月 2 日 (水) 午前 10 時 00 分 ~ 12 時 40 分		
開催場所	鹿児島合同庁舎 第 2 会議室		
出席者	公益代表委員 (3名)	石塚孔信 竹中啓之 (敬称略)	
	労側委員 (3名)	喜納浩信 下町和三 新内親典 (敬称略)	
	使側委員 (3名)	岩重昌勝 内 道雄 濱上剛一郎 (敬称略)	
	事務局 (4名)	吉野労働基準部長 上ノ原賃金室長 平松賃金室長補佐 有村給付調査官	
議題	1 平成 29 年度鹿児島県最低賃金の改正審議について 2 その他		
配付資料	1 平成 29 年度県最賃結審状況		

石塚部会長

皆さん、お早うございます。お忙しいところをありがとうございます。ただ今から、平成29年度第3回鹿児島県最低賃金専門部会を開催いたします。

先ず、本日の部会の成立について、事務局より報告をお願いします。

上ノ原室長

本日は、公益側委員 2 名、労働者側委員 3 名、使用者側委員 3 名の合計 8 名の委員にご出席いただいておりますので、定足数を満たしており、本専門部会は有効に成立しておりますのでご報告申し上げます。

石塚部会長

ありがとうございます。本会は成立しているとのことですので、それでは、早速審議に入りたいと思いますが、改正審議に入る前に、前回の第 2 回 (臨時) 専門部会の

中で、最賃法25条の公示に基づく要請書の取扱いについて審議を行った結果、当専門部会は非公開とすること、本日の第3回専門部会の中で、要請書の提出者から県最賃改定に関する意見陳述を受けることが決定しておりますので、ただ今から、意見聴取を行いたいと思います。それでは、事務局は、意見陳述者を入室させてください。

(陳述者、入室)

石塚部会長

今日は、ありがとうございます。それでは、ただ今から、最賃法25条に基づき、関係労働者の意見聴取を行いたいと思います。本日は、コープかごしま労働組合執行副委員長福丸裕子氏に来ていただいておりますので、労働者側の意見聴取を行います。それでは、よろしくをお願いします。

意見陳述者(福丸裕子氏)

お早うございます。準備してきました文書を読み上げて意見陳述とさせていただきます。

審議会委員の皆様には鹿児島地方最低賃金制度機能発揮に向けてご尽力いただいておりますことに、深く感謝いたします。

また、本日は、貴重な専門部会におきまして、私どもの意見陳述の時間をとっていただきますことに深く感謝とお礼を申し上げます。ありがとうございます。

現在、中賃の目安22円と出されておりますが、私どもは、現在の目安22円に上積みをしていけるのか、その審議を期待しているところでございます。

中央最低賃金審議会の目安に関する小委員会報告では、労使の意見の隔たりも大きくあり、意見の一致をみるに至らなかったと書いてありました。目安Dランク22円は中小企業では厳しい数字であると、私共も承知しております。しかしながら、私共は少なくともAランクの26円からの審議を要望いたします。

経営者の立場からはどんでもない数字で、企業の存続にもつながる、鹿児島の経済状況が数字的にわかっているのかなどの思いもあると思います。しかしながら、私の働いている職場は7割が非正規労働者です。今日の日本における非正規労働者が置かれている立場は、働いてもワーキングプア、夫婦2人とも非正規で年収300万円に満

たない、母子家庭における子供の貧困等です。

そんな非正規で働く仲間の夢と希望は「8時間働けば暮らせる賃金を、社会保障の充実を、安心の老後を、ほんの少しでもいいから美味しいものを食べたい」などささやかですが、現実はその夢からほど遠い生活の実態です。委員の皆様には、非正規で働いている労働者がどんな働き方をしているのか、どんな暮らしをしているのか、そしてこの審議会に何を望んでいるのかのお話をさせていただきたいと思います。

私達の上部団体鹿児島県労連で、毎月15日「ディーセントワークデー行動」と称して街頭での宣伝行動に取り組んでいます。6月に天文館で賃金に関するシール投票を行いました。内容は4点、「鹿児島の最低賃金知っていますか。あなたの時給いくら。この金額で生活できますか。いくらあれば生活できますか。」です。1時間程度でしたが、90名の方が答えてくださいました。

シールが多かったのは、時給は700円台から800円台が多く、暮らしは厳しい、鹿児島の715円は低いが圧倒的でした。答えてくださった方からは「物価は同じ、仕事内容も同じ、なのに他県となぜ時給の差があるのか、最低賃金を上げて欲しい」との意見が多く出されました。

また、「パートで朝から晩までダブルワークで働いている。870円の時給で4時間、715円の時給で3時間、合計5,625円、22日働いて1月123,750円で生活している。また、この方のように非正規で働く多くは1日7時間、月155時間で時給715円、月110,825円になります。その中から社会保障費を払う。家賃、水道光熱費を払う。交通の便が悪いので車に乗っている。短い時間で働いているので交通費もなく、手出しになっている。月3回ガソリンを入れ、9,000円かかる。貯金はできない。残る食費は3万円もない、将来が不安です。」の訴えの声もありました。

2016年度国民生活基礎調査の結果が厚生労働省より公表されました。特に子供、18歳未満の貧困率、相対的貧困率が13.9%と7人に1人となっており、経済協力開発機構、OECD加盟国の平均13.3%に比べても深刻な実態となっています。鹿児島県における母子世帯数は全国3位となっています。子供を1人で育てているママからの声も聞こえてきます。「給食費が払えない。修学旅行に係る経費が前払いできない。子供に我慢させている。働いても貧困、そんな日本っておかしいですよ。自分が悪いのですかね。」と、胸がいっぱいになる時もあります。少子化や人口流出、高齢化の問題は鹿児島県においても深刻です。

県労連以外の労組も加わった鹿児島県春闘共同実行委員会では、ハローワークやチラシなどから掲示している募集時給の調査をしてみました。小売り、サービス業などの時給は715円から800円が多く、自治体で働いている職種では723円から1,216円台、運送業界では、基本時給で表記しているところも多いですが、実態は、長時間労働が慢性している状況もあり、時間当たりで計算してみると「最賃割れではないか」と疑問を持つ企業もありました。この調査は精査も必要だと思いますが、このことから見てもまだ途中なのですが、鹿児島県における中小企業の時給は最低賃金に張り付いているということが実感できます。

県労連が実施している自治体キャラバンの懇談の中ではこのような声もありました。「地方は高齢化問題が深刻だ。若い人が働く場所が少ない。賃金も低い。今の低賃金では暮らしていけない。若者が街を出ていく。地域衰退を止める方法は鹿児島の賃金を上げることも、ひとつの方法だろう。」とされています。目安小委員会では、「働き方改革実行計画に配慮した調査審議が求められたことについて、特段の配慮をした上で、総合的な審議を行って来ました。今年度は特に非正規雇用労働者の処遇改善が社会的に求められていることを重視した」とある。しかしながら、この目安額では、政府が言ってきた地域との格差をなくしていくことも逆行しています。AランクとDランクは昨年の218円から222円へさらに4円も広がりました。これでは先に述べたように地方からの流出と大都市への集中に拍車をかけることは明らかです。格差是正は鹿児島にとって非常に重要なテーマではないでしょうか。労働者が鹿児島を去り、地域が衰退していく状況を止めるには賃金の格差是正をなくさなければならないのではないのでしょうか。そのことは中小企業振興のためにもなり、自治体存続のためでもあるのです。

最低賃金の決定について労働者の生計費の観点からの審議を強く切実に求めます。全労連では、全国各地で「最低生計費調査」を実施しています。調査も全国2巡目に入りました。調査結果からは全国どこでも22万から24万円、これは時給に換算すると1,500円が必要となっています。全国どこでも大きな格差は存在しないということです。このことはランク分けという現行制度が地域間格差を固定、拡大しているという制度的な問題ではないのでしょうか。

委員の皆様も審議の中で、「人が普通に働いたら、普通に生活ができるようにしなければならない」という視点に常にたって審議して下さっていることを承知してい

ます。

鹿児島県の最低賃金が、県内で働くすべての労働者に対して憲法25条にある健康で文化的な生活を送るに足るのかどうか、労働基準法第1条「人たるに値する生活を営むための必要を満たすべき」水準に及んでいるかどうか、審議を強く求め、私の意見陳述と致します。

福丸裕子、以上です。

石塚部会長

どうもありがとうございました。ただ今の御意見につきましては、労働者側の意見として、今後の改正審議を進めていくうえで、参考にさせていただきたいと思います。それでは、退席をお願いします。

(陳述者、退席)

石塚部会長

それでは、議題2の「平成29年度鹿児島県最低賃金の改正審議について」に入りたいと思います。この議題に入る前に、本日資料が出ておりますので、ここで事務局から説明をお願いします。

平松室長補佐

それでは、私から本日添付しております資料について説明をさせていただきます。まず、資料1は、毎年お出ししている資料でございます。毎月勤労統計調査の地方調査、規模は5人以上を元にいたしまして、「常用労働者」、「一般労働者」、「パートタイム労働者」という3つの就業形態別に、1時間当たりの賃金と、その前年同月比をとりまとめたものです。中段の一般労働者と、下段のパートタイム労働者の表には、それぞれ一番下の行に、平成28年度、昨年度の賃金構造基本統計調査の、同じ規模、5から9人の規模から、男女別に1時間当たりの賃金を算出して、記載しております。

続きまして、資料2と資料3は、今年度の、今年の6月の賃金を対象にして行いました最低賃金基礎調査の結果表でございます。資料2の方は1円ピッチの分析結果、資料3は10円ピッチの分析結果でございます。いずれも7月31日現在で利用可能な全ての回収したデータを投入して分析しており、いずれの表でも全体の復元労働者数は267,532人となっております。

資料3のいわゆる10円ピッチは、労働者の分布を700円から709円までのように10円ピッチで分析したものです。資料3の1枚目の総括表を見ていただきまして、総括表では、左から2番目の欄に記載されている人数は、最も賃金の低い階層からその階層までに分布する労働者数を全て足した累計値となっております。今年の10円ピッチの1枚目の総括表で見ていただきますと、710円から719円と書いてある、一つ右の欄には、累計で19,945人が分布していると記載されております。これは1番低い方から710円から719円までに分布している人数は、一つ下の700円から709円までの累計値7,224人を差し引きしていただきまして、19,945人引くことの7,224人が12,721人になり、710円にも715円にも10分の1の1272.1人ずつ均等に分布するものと推定して計算することになります。例えば、未満率の計算になりますが、714円以下の労働者を計算する際には、7,224人プラス1272.1人かける5人は13584.5人を全体の267,532人で割って5.08%と計算しております。

資料2は、1円の階層ごとに実際の分布を反映しているため、資料3と比べてより実態に近いものと考えられます。1円ピッチの総括表では、未満率ならば714円の階層の人数8,228人と3.1%が、そのまま未満労働者数と未満率になります。1枚目は全労働者の総括表、2枚目は一般労働者のみの総括表、3枚目はパート労働者のみの総括表になります。4枚目は、1枚目の全労働者の総括表を元に、引上額1円ごとに、影響率を計算した表でございます。簡単でございますが、以上で本日の資料の説明を終わらせていただきます。

この他に資料は配布してございませんが、口頭で全国の結審状況の説明をさせていただきます。全体では、2県、2局結審をみております。

1局はBランクの富山でございます。本年度目安が25円ございました。目安額どおり8月1日に全会一致で結審をしております。

もう1局が私共と全く同じDランクの島根局は22円の目安額同額で、昨日全会一致で結審をしております。発効日につきましては、指定日発効という形で10月1日という形になる予定でございます。

以上でご説明を終わります。

石塚部会長

ありがとうございました。ただ今の説明について、ご質問等はありませんか。

新内委員

今年から中賃で各県の影響率が出ていますよね。これはどっちを使っていますか。1円ピッチですか、10円ピッチですか。

平松室長補佐

10円ピッチが混じっております。鹿児島は1円ピッチで表示されておりますが、この

全国の未満率、影響率の表は、審議会でまだ10円ピッチのみをお出ししている局がございまして、例えば沖縄がそうですが、その局の出した未満率、影響率ということで1円ピッチと10円ピッチが混在しているということになります。

新内委員

一概にこっちが高いということはいえないですね。

平松室長補佐

そうですね。10円ピッチでいきますと、未満率につきましては多少とも高くなる傾向にありますので、例えば沖縄が確か未満率2.9%だったと思うのですが、これは私どもよりは高いということですが、一概に必ずしも高いかというのは、最初の「1円ピッチか、10円ピッチかどちらを元に分析しているのか」が、昨年までバラバラでございまして、一概には言えないという状況であります。

石塚部会長

大体、1円ピッチに統合される方向ですか。

平松室長補佐

そうですね。今年から1円ピッチに統合するよう指示が出ておりまして、おそらく10円ピッチだった局も1円ピッチに変わるようになるかと思えます。

新内委員

ありがとうございます。ここでちょっと未満率が上がっているのが非常に気になるのですが、第2回本審で指導監督の結果が出ていましたが、あの時には本審の時間がなかった関係で、違反も第2回本審資料のインデックス6ですが、結果的には非常に違反率も増えてきてと、それと最賃額を知っていて違反している事業所の割合が極めて高くなっているということで、ここが非常に気になるところで、是正はされていると思うのですが、どういう理由で違反、最賃未満をしているのかということは把握されているのですか。

平松室長補佐

それでは、ご回答いたします。

まず、去年は21円という非常に大きな引き上げがございまして、鹿児島局におきましては、694円から715円と初めて700円を跨いで金額が上がりましたので、前回お配りした資料を見ていただきますと、2月を中心に実施した最賃集合監督を前年143件だったものが、50件ほど監督件数を増やして監督しております。「金額を知っているのに違反しているのが、どういう理由か」というお話だったのですが、件数を増やしたものですから、実際に私も応援に行きました。

実際にあったケースでは、12月頃に職安に新たな求人をするために出向かれて、そうすると、安定所には私どもがお願いしまして、最低賃金のポスターが貼ってございます。また、安定所では決して最賃割れをしているような求人を受けてはならないとお願いしておりますので、そこで、最賃が694円から715円に変わったということを知っておられた。

そうしますと、715円は発効日が去年の10月1日でございますから、当然、10月1日まで遡って不足額を支払っていただくということが必要になります。本来は不足額を支払わないと違反状態は消えないわけでございますが、実際にあった違反は、知った以降はあわてて最賃額715円に上げられたけれども、非常に経営が厳しいということで、10月1日に遡って不足額を上げることは出来ないで、そのままになっていたという状況でございます。今は上がっているのですが、10月1日から上がっていないということで、10月から12月まで違反が既に実在しておりますので、違反として差額の支払いをお願いしたという状況でございます。

新内委員

企業としても去年の引き上げは、鹿児島でも史上最高でしたから、影響はあったけれども、そういう意味では、10月1日まで遡って、知った時期から最賃が変わった10月1日まで遡るということもやらなかったということ、そういうものもやはり全て是正はされているということでもいいですか。

平松室長補佐

そうです。

新内委員

指導件数がここで一番多いのが、平成4年が408件、少ない時は15年の109件で、非常にばらつきがありますので、やはり、我々もずっと指導監督の結果は真剣に、労側として関心を持っていますので、出来れば、増える部分は構わないのですが、毎年、ある程度同じ規模ぐらいで、同じ数だけをしていただいた方が、データとしての継続性があるのかなと思います。ありがとうございました。

石塚部会長

よろしいでしょうか。

平松室長補佐

もう1点補足させていただきますと、未満率が高いという、昨年が0.98%で、今年が3.1%で、昨年と比べますと3倍に上がった、えらく上がったというイメージがあるのですが、ちょっと気になりましたので、過去の分を調べてみますと、27年度の未満率が4.5%でございました。26年度は3.2%、25年度が2.6%、24年度が3.0%という数字でございます。そういうことで、過去にも例がない程高いということではございません。

新内委員

28年度が、ある意味イレギュラー的に低かったということですね。

石塚部会長

そうですね。ということで、よろしいでしょうか。

他にございませんか。

下町委員

資料の1ですが、A4サイズの横の就業形態別労働者1人平均1時間当たり賃金が平成21年から推移がありますが、これは対前年比の1時間当たりの賃金でいくと、全体的には上がってきていると見えるのですが、対前年同月比の状況でいくと、プラスの年とマイナスの年がありますよね。これは全国的な傾向としてあるのでしょうか。

平松室長補佐

この出し方をご説明しますと、鹿児島県のホームページから、毎月勤労統計調査の地方調査の月報が公表されていて、この数字も公表されたものでございます。それを出して参りまして、規模が2ランクあるのですが、鹿児島では規模が5人以上で集計しておりまして、その所定内賃金の額を、同じ調査の同じ月の所定内労働時間の数字で割り算して、1時間当たりの賃金を計算しております。ですから、所定内賃金の上がり下がり要因と、所定内労働時間の上がり下がり2つの要因から出ているものということです。必ずしも上がりっぱなしだというわけでもありません。

下町委員

わかりました。

石塚部会長

マイナスになっている所は、リーマンショックの後なので、これは全国的な流れの影響をかなり受けていると予想はされます。後の所は、プラスに転じていますので。ここが極端に大きいというのは、地域だけの問題ではないと推定はされますけど。他にございませんでしょうか。

(質問なし)

石塚部会長

続きまして、第1回専門部会における事務局の説明事項「中小企業・小規模事業者に対する支援施策」に関する補足説明として、鹿児島県内の助成金の支給実績について事務局より資料が出ていますので、説明をお願いします。

上ノ原室長

それでは、説明させていただきます。

お手元に各種助成金の支給実績という1枚紙の資料がお配りしており、それに基づいて説明させていただきます。支給内容については、前回説明させていただいておりますので、本日は、支給実績の説明をさせていただきます。

まず、1番目の業務改善助成金ですけれども、助成の対象は、そこに書いてございますように事業場内最低賃金1,000円未満の中小企業・小規模事業者、助成の上限は50万円～200万円ということです。支給実績としましては、平成28年度は、厳しくて2件しかありませんで、支給額としては937,000円です。ただ、担当部署への照会は104件ということでして、そこから申請には至らなかったという形になっております。

平成29年度、今年度ですが、6月末現在で、支給実績としては4件で、支給金額が3,569,000円です。照会、問い合わせにつきましては、まだ、6月末現在ですが28件で、担当の方に話を聞いたところ、照会も前年度よりは増えてきているということで、関心はかなり高くなってきていると思われまます。

2番目の相談支援事業につきましては、これは以前も説明しましたように委託事業になっていますが、平成28年度の相談件数は127件、社労士等の専門家派遣は339件でした。時期で比較はできないのですが、平成29年度は、今年度は5月末現在で、相談件数は23件、専門家派遣は52件ですので、単純に6倍してみると昨年度以上の数字にはなっているのかなと思われまます。

3番目はキャリアアップ助成金で、裏面に表がございます。これにつきましては、非正規労働者を正規労働者にしたり、その労働者の方々の処遇改善ということになっておりまして、賃金の引き上げが処遇改善に結びついていると思われまますので、このキャリアアップ助成金についても説明させていただきます。この中の正社員化コースの支給実績ということで、左側が平成28年の4月、5月、6月、7月、その下に合計金額で、150件、106,200,000円という金額になっています。右側が本年度の4月、5月、6月、7月、平成29年度の4か月で、257件、193,275,000円で、ざっと見て、平成28年度の数字よりは件数もかなり増えており、金額もかなり増えてきているということでございます。キャリアアップ助成金ということでいきますと注目もされていて、金額も伸びてきているということが言えるのではないかと思います。

その下に処遇改善コースの支給実績になっていますが、これにつきましては、先般ご説明しましたように、賃金規定改定コースというのは今年度、新たに始まった新規事業ということでございまして、残念ながら、こちらの方は4、5、6、7月の4か月で2件、360,000円になっていますが、こちらの方は、制度自体が最低賃金の改正に伴う就業規則等の改正に対する援助ですので、なかなか労働者の処遇改善ということとは、なかなかイコールにしにくいというところもあって、数字的には少ない状況になっているところであります。

以上、ご説明させていただきましたけれども、業務改善助成金であるとか、今申しました各種助成金につきましては、だいぶ新たに制度が設けられたり、手続きの見直しが行われたりして、利用しやすくなってきております。ご説明しました業務改善助成金も、過去に支給した事業場でももう1回、助成対象として支給することもできるなど、見直しが行われておりまして、全国的にも、当県においても、支給実績は今後どんどん増加していくのではないかとと思われるところでございます。

労働局といたしましても、支給対象が主に中小事業主でありますので、その上部団体に対して周知のお願いもしているところなのですが、賃金室といたしましても、中小事業主の一番最たるものといえるのは、やはり地方の小さな事業者だと思いますし、商工会であるとか、商工会議所の会員になっていらっしゃると思います。そこには、もちろん経営指導員の方もいらっしゃるって、いろいろな指導を行っていらっしゃると思いますので、今年度、このまま県最賃が改正になった場合には、その金額の周知と併せて、これらの助成金等を経営指導員の方々に直接説明させていただければ、事業主にとって身近な方々ですので、助成金の利用にもつながっていくのではないかとと思われるところです。一回そのような形で説明しておく、もし問い合わせがあった時に、自分たちの方に連絡をいただいて、窓口を紹介するという形で取次もできるのではないかと考えているところでございます。

以上でございます。

石塚部会長

どうもありがとうございました。ただ今の助成金に関する実績のことでしたが、これに関してご質問やご意見はございませんでしょうか。

新内委員

このキャリアアップ助成金は、4月から7月までしか受けられない、受け付けないのですか。

上ノ原賃金室長

そうではないです。表は7月末現在の数字で作成していますが、8月、9月以降ずっと1年間受け付けています。7月末現在を昨年度と比較するために作成している表

になります。

新内委員

今年と去年の比較対象ということですね。去年のものを全部出してもらえますか。去年1年間で、何件あって、いくら支給したかが知りたいので。

上ノ原賃金室長

去年ですね。はい、わかりました。

新内委員

当然、今年は7月までしかないでしょうから。そうすると去年1年間でどれだけだったというのがわかりますので。出来れば次回にでも。

上ノ原賃金室長

はい、わかりました。

石塚部会長

これは正社員化コースというのがありますけど、これを受けた結果、正社員にどれぐらいなっているとか、そういうことはわかりませんね。

上ノ原賃金室長

件数と額ですね。担当部署に確認してみます。

石塚部会長

他にございませんか。

内委員

今、助成金のお話を聞いたのですが、件数に対して採択率は100%なのでしょうか。それを聞きたいですね。

私たち商工会では、いろいろな助成金を指導員がやっているのですが、一昨年も全

国で1位を取った鹿児島県ですが、採択されない部分もいっぱいあるのでしょうか、「百何件出しても、なぜだろう」という問題もあるのですが、経営の状態とかあるのでしょうか、それもわかれば。それがないと無意味ですよ。

上ノ原賃金室長

わかりました。申請したけれども、採択されなかった件数ですね。

平松室長補佐

それにつきましては、平成23年度は、業務改善助成金は賃金室で担当していましたので、その時の経験から、必ずしも現在がそうだとということではございませんが、ご説明します。

まずお問い合わせ、「使いたいのだが、どうだろうか」というお問い合わせが電話等でなされます。そうすると制度を詳しくご説明し、資料等をお送りして、どういうものをお考えかということをお聞きしまして、担当ですから、「そのような申請であれば、だいたいここあたりが運命の分かれ道になるだろうな」ということはわかりますから、この部分はいかがですかとお問い合わせをします。そうやって何回かお問い合わせをしまして、「これは出していただいても、ちょっと最終的な支給まで至らないであろう」と思われるものは、「ここはこうならば申請は通りますが、このままでしたら、残念ながら認定できませんよ」とお話をいたしますので、23年度はそうやって申請が出てきたものは、ほぼ支給していました。

今も、おそらくいきなり申請書を持ってこられて、受け付けると言われたら、それはごく僅かな件数なので、ほとんどは事前にご相談があり、説明もいたしますので、「申請が通らないようなものは、ほとんどその段階で諦められる」という形ですね。そういうことではないかと思えます。申請に必要な添付資料を揃えていただくわけですから、手間がかかります。ですから、ある程度申請が通るものになるように、事前にご説明しますので、決定に結びつかないような申請は出てこない。

新内委員

件数を出していただければいいです。

内委員

経営につながりますので。

石塚部会長

申請希望者と申請者に差がある、実際に申請に至る際に絞っているということですね。

平松室長補佐

そうですね。ここを直せば通りますけど、直さないとだめですという形ですね。

石塚部会長

件数を出していただければ。

内委員

わかりました。私どもも参考にしたいと思いますので。

下町委員

今のところは、行政と事業主団体との連携ができているのかということが課題だと思っています。もう1つ、今日の資料3で、基礎調査によると999円までのところには141,847人で、率にして53%ですよね。これでいくと1,000円未満、例えば、業務改善助成金は最低が1,000円未満ですよね。そのまま当てはまるとは思いませんが、もし、当てはまるとすると約半分の方がここにあたり、これからの課題として、その人たちに対して制度はどうなのかというところも出てくるのではないかと思います。利用者数は、申請と支給は確かに増えているのですが、その関わり合いも探っていく方がいいのではないかと思いますので、対象となった人数とか、その辺がわかるようなものはどうですか。

平松室長補佐

いわゆる業務改善助成金の考え方をご説明しますと、今見ていただいた資料3の総括表ですが、この表の999円以下のところに、141,847人で、率が53%というのは事実

なのですが、業務改善助成金は、当然、1つの事業場を単位にしていまして、その事業場の一番低いライン、月額の場合は時間換算をした結果最も低いラインを1,000円以上に上げていただくことに対して、それを1つの要件にして、支給していくことになっています。それが助成金ですので。

事業場内の賃金では、当然、ベテランさんは高いし、高い方と低い方がいます。ここで999円未満の方は53%しかいないから、「業務改善助成金は、その53%の人しか対象になりません」というのは少し違います。この総括表は、事業場に関係なく、労働者を一人一人ばらばらにして、その分布を見ていくものです。確かに業務改善助成金は、事業場を1つの単位にして、その事業場の中の一番低い最低賃金のラインを上げることによって、ただし、この引き上げは1,000円までですが、これを助成しますので、53%しか対象にならないというのはちょっとだけ違うかと。賃金が高い人もいらっしゃれば、低い人もいらっしゃるので。

下町委員

わかりました。表の取り方が少し違うのですが、要は、鹿児島県内に中小、小規模事業者の方がたくさんいらっしゃる、それもどれだけいらっしゃるか私はわからないのですが、その数に対して助成金の利用率というか、支給率というか、それはどのくらいなのかと。確かに件数は増えてきているのですが、それで十分なのかということです。そこが知りたいです。

新内委員

中小企業数で割ると、零点何%くらいになるのではないかと思います。

平松室長補佐

それはそうだと思います。

下町委員

確かに支給件数も増えてきているけど、全体から見たときにどれくらいになっているのでしょうかということです。

石塚部会長

率というか割合が、裾野が非常に大きいから、これだけ増えても全体から見てどうかというのが心配だと。

下町委員

まだまだ利用しづらいものなのかなと。そういうことも出てきはしないかなと。

新内委員

その部分は経団連が、最賃関係で言っていたのが今年かな、使用者の皆さんはこの前もおっしゃっていましたが、「使いにくい、使えない、もっと違う方法があるのではないか」ということで、我々連合でも検討しているのです。社会保険料や労働保険料を企業規模に合わせて変えていくとか、企業の手間が少ないようにした方がいいのではないかという意見も出ていて、我々は内部で、そこに向けてどういうことができるのか、具体的にいろいろ検討を、いろいろな考え方を整理中です。はたしてそれが、例えば、社会保険料とか、中小企業ですとほとんどが協会健保ですから、協会健保の財政問題と国保連の問題とかいろいろ出てきますので、そういうものも含めて、これから先もおそらく一本調子ではないにしても、ある程度ずつ上がっていくとすると、補助金とか、そういうものでない方法も、企業の負担をなくす方法も考えないといけない時期に来ているのではないかということで、連合としては今、問題意識を持っているところです。

石塚部会長

企業負担の中身、性質の違いというものを精査して、どうするかということを考えてはいけない、やる必要があるということですね。

新内委員

昔、聞いたような気がするのですが、忘れたものですから、この表で復元労働者数が267,532人となっていますが、この26万人というのは何だったですか。決定要覧の適用労働者数は、鹿児島県の場合ですと地賃は594,100人となっているのですが、これの約半分しかありませんが。

平松室長補佐

この267,532人の復元の状況ですけれども、これは、まず、基礎調査は26年経済センサスをベースにして、26年経済センサスのリストから対象を選んでいきます。基礎調査を行いますのが、いろんな事業場、業種がございますけれども、業種別に、規模が1人から9人まで、10人から29人まで、次が30人から99人まで、100人以上は原則として対象外という形で、業種と規模をクロスして抽出しています。

26年センサスの、業種と規模別の事業場数は、私どもはデータとして持っておりますので、業種と規模別の回収した事業場数と、その業種と規模に該当する26年センサスのその業種と規模の全数との倍率をかけて、復元しているとお考えいただきたいと思います。

ですから、業種と規模毎に、回収した調査票の事業場数と、その事業場が所属している業種と規模の26年センサスのいわゆる全数、いわゆる業種と規模の事業場数の倍率で復元をかけたものを積み上げたものであるとご理解いただきたいと思います。

決定要覧に書かれている適用労働者数の半分ぐらいの数になっていますが、基礎調査は賃金の低廉なところをターゲットにしているものですから、1つには、「100人以上は対象外」と規模でおおざっぱに抜きまして、もう1つは「建設業ですとか、運輸交通業ですとか、そういう賃金が高い業種も、対象から全部外しておりますので、そのように対象にしていない業種や規模が存在するということで、このようになっているとお考えいただきたいと思います。

新内委員

つまり、対象となる業種を除いて、そして、規模が99人未満のところのざっくりとした労働者数はこれだけですよということですね。

石塚部会長

よろしいでしょうか。他に何かございますか。

(意見なし)

石塚部会長

それでは今、資料と新施策の支給実績を説明していただきました。これらのことも参考にしながら、今後の審議を進めて参りたいと思います。

第1回の専門部会では、労働者側、使用者側双方から今年度の最低賃金額改正に当たっての基本的な考え方を表明していただきました。

その際の労使の意見を要約しますと、まず、労側からは、独自に分析した資料等を基準にして、基本的には最賃法に則って法の3原則と政府の方針を踏まえて総合的に調査・審議すべきであるとの考えが示されました。1番目に、3原則と「成長力底上げ戦略推進円卓会議」の合意、雇用戦略対話、2017働き方改革実行計画等を踏まえた調査審議行う必要があるということ。2番目に、県内の景気は緩やかな回復が続いている。日銀鹿児島支店も景況判断を引き上げている。3番目は、最賃法第1条の目的を果たすよう、賃金改定状況調査第4表や一般労働者の賃上げ率等を重視した審議だけではなく、最低賃金のあるべき水準の議論をこれまで以上に深める必要がある。4番目は、日本の最低賃金は、世界的に見て低い水準にある。日本の1人親世帯の相対的貧困率は50.8%で、OECD加盟国中で最も高い。働いているにも関わらず貧困に陥る1人親世帯が多いなど、子供の貧困や格差の拡大等の社会問題にも配慮する必要がある。5番目は、経済の自律的成長のためにも最低賃金の大幅な引上げが必要である。県内の賃上げ状況は3,468円で、前年を53円上回っている。6番目、非正規世帯では、支出を切り詰めるために医療費や子供の教育費まで切り詰めている。男性の非正規労働者の89.6%が未婚であり、年収が低いほど未婚率が高い。7番目、大学生の半数が何らかの奨学金を利用しており、奨学金の延滞者は、回収策の強化で減少傾向にはあるが、2016年度で173万人となっている。非正規で働いた場合は、奨学金の返済も困難になる。8番目、中小企業・小規模事業者への支援を図りつつ最低賃金を年3%程度上げるとの2017年働き方改革実行計画等に配慮し、2020年の早い時期に時給800円を超えるための金額改正を行うべきであるとの考え方が示されました。

一方、使用者側からは、1番目、「休廃業・解散企業動向調査」によると倒産件数は減少傾向にあるが、休廃業・解散件数は増加傾向にある。中小企業の先行きの不透明感は依然として強い。2番目、賃金改定状況調査結果の第4表の結果を十分に踏まえて決定すべきである。鹿児島を含むDランクの地域が0.9%のままで伸びていないのは、これらの地域に経済効果の波が及んでいないことの裏付けである。3番目、中小零細企業に対する支援策等の実施・拡充が不可欠であるが、十分な成果が得られて

いない。4番目、賃金改定状況調査結果のデータを重視するとともに、急激に上昇した影響率を十分に踏まえた、合理的な根拠に裏打ちされた審議を進めていただきたいとの考え方が示されました。

これでよろしいでしょうか。

(異議なし)

石塚部会長

前回までは、労使ともに具体的な金額の提示はなく、第3回専門部会でこれを行うこととなりました。第1回専門部会の労側の意見、使側の意見につきまして、ご意見、ご質問等ありましたら、また、さらにもう少し付け加えて言っておきたいことがありましたら、ここで出していただきたいと思います。

下町委員

少し補足いたします。第4表につきまして、第1回で、労働者の構成比の変化が反映されていない。退職された方だったり、新しく入られた方だったりするところが、調整されていないということを申し上げたのですが、少し具体的に、例を挙げて申し上げます。

例えば、私の会社に喜納と新内と下町がいました、900円、1,000円、1,100円だったとします。従業員が3人いて平均すると時給は1,000円ということになります。そして、1年経ち、業績が良くなったので、1人100ずつ上げましたと。1,000円、1,100円、1,200円にしました。こうなると平均は1,100円になって、100円アップします。これで平均を出すと10%アップになって、72円と。715円からすると72円に上がるのです。ところが、業績が良かったので、1人新しい人を、800円の人を増やしました。そうすると、1年経っていますので900円、1,000円、1,100円がそれぞれ100円ずつ上がっていますので、800円の方と1,000円の方と1,100円の方と1,200円の方の4人になります。これを平均すると1,025円になるのです。これは2.5%のアップになります。違ってきますよね。さらに申し上げますと、一番最高額1,100円を支給していた、この方が退職されて、新しい800円の人を入れました。となると、800円の新しい人と、100円ずつ上がった、900円から1,000円になった方と、1,000円から1,100円になった方、

800円、1,000円、1,100円という3人になります。これを平均すると967円になります。これは率で行くと3.3%マイナスになってしまうのです。1,000円、1,100円、1,200円の方に代わって、800円、1,000円、1,100円の方になりますので、平均が1,100円ではなくて、967円になっていく。ということが、出てきます。

第4表について、私どもから見ておかしいのは、前年の6月の支給額と本年6月の支給額について、これは単純にそこだけの数字、上昇率を見てもおかしいです。ところによっては、比率が下がっていると指摘しています。その問題がありますので、きちんと同じ人が1年後にどうなっているのかということが反映されていないということが言えると思うので、指摘しておきたいと思います。

○ 石塚部会長

どうもありがとうございました。第4表の算出の仕方にそういった問題があるということですね。

濱上委員

すみません。ちょっとお尋ねですが、第4表で、もちろんマイナスが出た年もあるわけですね。

新内委員

はい。

濱上委員

そういった時も、もちろんそれに固執することなく最低賃金の審議をして、第4表はマイナスだけれど上がるという。だから、そういうケースもあるということだと考えてよろしいですか。

新内委員

そうですね。過去、ここで一番経験が長いのが私、次が部会長だと思うのですが、確かに以前、他の要素をほとんど考えないで第4表を中心とした議論をしていた時代もありました。その時代は、部会長はご存じないか。それで、第4表の伸びが鈍いと

き、あるいはマイナスの時には、目安でゼロというのがあった。ゼロというか、目安を示さないことがあった。「目安を示さないことが適当である」として、目安が事実、ゼロの時があったので、我々労側としては、第4表のウエイトが今よりずっと大きかった時代には、第4表がマイナスとか伸びが悪いときには、議論が、具体的な金額も低くなっていた。ゼロという時も鹿児島はありましたから。下がったことはたぶんないと思いますので、「下げる」という議論はしたことがありませんが、上がらないということにはつながっていくと。ですから、さっき言いましたように、第4表中心の議論をすると、これは極端な具体例ですけれども、そそういう入れ替わりとか。入れ替わりがなかったと仮定すると、例えば、さっきの例でいくと、72円をベースにした議論なのか、はるかに低いところのベースの議論なのかということで、やはり、そういう部分では、少し、第4表というものの性質を、性格を、共有をしたうえで、議論を進めていきたいなと思っております。

第4表がまったく違うというつもりはまったくありませんし、これは極端ですが、人の入れ替わりは結果的に低く出るということですから、どれだけ人員変化が低く出るかと第4表の中身を精査して、我々はするすべがありませんからわかりませんが、厚労省もある程度修正をかけようとして、実態の去年の6月の在籍労働者と今年の6月の在籍労働者の一角だけではなくて、賃上げが何%あったかということで、数字もその率で報告してもいいということで、それも聞いておりますので、そのあたりは、少しずつは改善されているのだろうなとは思いますが。

下町委員

実は、前回示された第4表のまる1の宿泊業、飲食サービス業のところ、Dクラスの男性が、昨年からマイナス1.0という数字が出ているのです。1,069円が1,058円になっています。こうしたものも含まれていると、内容はわかりません。なぜこうなっているのか。実際に下がっているのかもしれませんが、同じ方でも。そこはわかりませんが。

○ 石塚部会長

統計は、やはりマスで出さざるを得ないから、「個別でこういうケースもあるよ」と言ったら、言えるわけです。ただ、「マスではこうなるよ」ということ、「だいたい

大まかな傾向は、こうなのかな」と。ただ、下町委員がおっしゃるように、個別的には、これとは違う視点でそういったことを測るデータがあればいいのしょうけれども、「そういったこともあるよ」ということを考慮しながら議論していくことが必要なのだということと、私は、この数年の割合がかなり違ってきていて、昔は、今、新内委員がおっしゃったように、現状に合わせてどうするかということの議論が中心である状況でした。その時には、この第4表を中心に議論をしていたということは確かにそうだったと思います。ただ今、ちょっと中賃の目安の上げ幅が変わってきていますので、いろんな多角的な視点が必要だと思います。

他にございますか。

(意見なし)

○ 石塚部会長

よろしいですか。ございませんか。

それでは、前々回になりますけれども、第1回専門部会でかなりいろいろ意見を出していただきました。基本的な考え方については、双方共有できたかなと思っております。今日はそれを受けまして、具体的な議論をしていきたいと考えています。前回の審議で次回、2回目が臨時でしたので、今日になりますが、第3回では、具体的な議論をするために、ある程度金額を出していただいて議論したいとお話ししていたと思いますので、ここで、各側から具体的な金額を提示していただきたいと思います。

最初に、労側いかがですか。よろしいですか。

(労側の資料配付)

新内委員

いつものように、我々は、第4表も含めて、3要素もそれぞれ検討して、それぞれに応じて検討しています。この間、やはり水準ということで、国が言っている800円、1,000円というのは、一つの水準だと思っておりますが、そういう意味で1ページにあります。すみません、第2回が急にありまして、「第3回」に訂正するのを忘れていましたので、ご了承ください。

まず、やはり高卒初任給を目指してということで、9割程度には引き上げたいということで、これは前回の専門部会で局から出していただきました今年の3月、高卒の男性の初任給159,000円を、これを鹿児島県の毎勤統計で、下に書いてありますが去年の一般労働者の平均の所定内労働時間で割った時に、895円ということ。初任給を見ようというのは円卓会議等で確認されて、そこで、初任給の水準をどこにするのだと、規模で29人以下とか、そこらへんで合意ができませんでした。今年の初任給を参考にしようということは、確認されています。「895円に5年で」ということでいくと36円になります。

それから、別な資料、去年の賃金構造基本統計調査で、鹿児島県の高卒男子の初任給が149,600円になっていますので、これをベースにいくと842円、それを同じ5年でということになると26円、今年引き上げが必要だということになります。

それから、全国平均1,000円、最低800円という政労使合意あるいは、安部政権の働き方改革実行計画等を踏まえて2020年には800円というところにきますと、800円から715円を引いて、3年で割ると29円になります。

それから第1回目でも、去年も言いましたけど、日本の最低賃金を一般労働者と比べた割合がOECD諸国の中でも低いということで、OECDの平均値とフルタイム労働者の賃金の中央値ということで、ただ中央値がはっきりわかりませんでしたので、ここでは鹿児島県の平均を出しています。これも毎勤統計調査の平均ですけれど、県の平均253,139円プラス特別手当58,355円を足したものを、同じく160時間で割って、その半分程度となると、1時間974円。逆に言いますと、一般労働者の平均が1,900円を超えているということになります。それを、これも5年でということになりますと、52円という大幅な引き上げになります。これは同じ毎勤統計でも全産業ですから、実態賃金も低いということで、中小が多い卸売小売業で同じように計算すると、878円になりますので、これも5年ということで計算した場合には33円の引き上げになっております。

それから、次の2は、地域における労働者の賃金の推移ですが、第4表の全体の状況はそこに書いてありますように、全体が1.3%、Dランクの女性が1.6%上がっているという状況があります。そこは先ほど下町が言いましたように構成員の変化が反映されていないということでもあります。

それから賃金引き上げの状況、県の雇用労政課の初回集計が3,468円、1.59%にな

っています。それで、同額の引上げをした場合には1時間22円の引上げ、同率の場合には12円ということになります。

そして、我々連合鹿児島の地場組合の平均については、県の労政課の発表よりも若干毎年高いことになっていますので、加重平均で4,235円、1.89%になっています。ここから持ってくると、同額の引上げでは27円、同率の場合では14円の引上げになります。

それから毎勤統計は、少し月数が違いますが、先ほど、賃金室から出してもらった資料と同じで、若干上がっている。時間額で1月から4月の平均を取ってみた場合は、一般労働者で28円、パートタイム労働者は低いですが、平均6円上がっている状況にあります。

それから、いつも言っていますが、生活保護との整合性、最低賃金は生活保護の水準を上回っていなければならないということが法の考え方であります。加重平均が上回っていることは承知しています。しかし、毎年言っていますが、法のどこにも「加重平均でいい」とは書いていないです。「県庁所在地では低くてもいい」ということも、もちろん書いてないです。そうすると、やはり、鹿児島の水準を、鹿児島市の水準を上回るべきだということで、鹿児島市の水準が98,772円になりますので、それを173.8時間で割ると、鹿児島県の現在の最低賃金額715円は上回っているということになります。ただ、173.8は「盆も正月も祝日も休むな」という計算なのです。労側の我々、皆さんもそうだと思うのですが、現実の労働時間は173時間をはるかに超えているとは思いません。ただ、決まり、仕組み、あるいは規則、就業規則といったものは多くのところが土日も休み、盆も正月もある程度休みがあるという状況にありますので、それを踏まえて、160時間、実態的な平均の160時間で割ると、23円下回っていることになります。

それと、最賃の比較でやはり気を付けていかないといけないのは、その下に書いてありますように鹿児島市の部分ですが、2012年は103,725円、これは住宅扶助を入れてですが、1類、2類と住宅扶助を抜いた金額で80,056円、そして、13、14と2015年は98,772円、これは国の政策によって生活保護基準が金額が引き下げられているというところにも、やっぱり、単純に生活保護を毎年、毎年、計算して最賃が上回っているからいいよねということだけではなくて、こういう状況もやっぱり注視すべきだと思っております。それと生活保護では、住宅扶助の実績値にはゼロが入っているとい

うことで、見た目の金額が抑えられていると、実態で、2万いくらとか1万いくらかで住宅を借りることができる状況にはないこと、それから生活保護を受けている人は病気になった時には医療扶助が受けられるということで、一般の働いている人は病気にならないということではないわけですから、やはり、そういうものも含めて、生活保護との考え方は整理をする必要があります。そういうことですから、単純に金額同士を比べるのではなくて、ある程度、働いた上の賃金ですから、生活保護より高くても、社会保障制度と比べて高いというのは当たり前だと思っています。

生計費は、去年の県の人勤の中の生計費はそこにありますように166,220円、一昨年が110,700円ということで、これは毎年ですが、人勤の中の県の人事委員会の勧告では、生計費が参考資料で出てきていますが、毎年大きく変わってきていますので、一応、去年の勧告にありました166,220円、単身の生計費というのは、参考までにこれを計算すると444円差があるというところでもない金額になりますので、参考にしても、やっぱり、鹿児島の現在の最低賃金はやはり低いということ。

それから、(2)で、私たちは全労連の皆様みたいに各県ではやっていませんが、埼玉県で行った最低生計費の調査を、消費者物価の地域差指数に合わせて計算したところと比べても、やはりそういう金額で102円、あるいは173円低い状況にあるということでもあります。それから生計費の部分では物価のことも大事だと思います。物価は比較的安定しているということで、2016年の5、6、7月はずっと前年同月比でマイナスになっていましたが、そこからは少しプラスになってきているということで、これも比較的物価は安定しているように見えます。ただ、食料品は4ページですが、食料品については、前年同月比をずっと上回っているということで、最賃近郊で生活している人にとっては、やっぱり、厳しい部分は依然としてあるということ。

それから、これは最賃との比較ですが、消費者物価の比較、地域差指数は、鹿児島は96.1、東京を100とした場合には92.3、96.1というのは全国平均を100とした場合ですから、東京を100とした場合には92.3ということで、鹿児島は物価が安いということは当然言えます。ただ、最賃はこれよりはるかに格差が大きいということで、やはり、この格差を縮めていくということが必要になってくるのではないかと考えております。

それから、事業の賃金支払能力、(1)は鹿児島の景気が「穏やかに回復しつつある」から、「穏やかに回復している」と、日銀鹿児島支店は上方修正をしていると、

これは7月だけですから、これからどうなるかは見えない部分はたくさんありますが、去年より悪い状況にはないということ。

それから、いつも出していますが、ハローワークの募集状況、賃金については、6ページ目で、A、B、C、47都道府県は調べることはできませんでしたが、Dランクはすべて調べております。最賃とそれぞれのところにあります一番左側がランク、その次が都道府県、そしてその最賃額、東京932円、鹿児島715円と、その次のランクがいわゆる最賃の属する10円単位で東京だと939円以下、鹿児島は、Dランクの福島を除けば、719円以下ということで、募集がどれだけあるのかと、それぞれ10円単位で見ってみました。鹿児島が黄色にしてありますが、715円で719円までの募集というのが6.2%ということで、6.2%が多いのか少ないのかと、判断はいろいろあると思いますが、他のDランクと比べると高いと、鹿児島の下が宮崎、沖縄、Dランクと書いてありますが、これは単純平均ですが、Dランク平均に比べて鹿児島は最賃に、募集時給にしても最賃に張り付いている率が多いということになります。ただ、これは需要と供給の関係が影響しているのではないかなということで、鹿児島の5月時点の有効求人倍率は1.17で、Dランクの平均がこの時で1.36ですから、全体を見てもDランクの部分では、有効求人倍率が高い県は比較的最賃に張り付いていない傾向がある。Dランクの有効求人倍率が低い県は、やはりどちらかという和最賃に張り付いている傾向に、張り付く割合が高い傾向にあるということが言えると思います。例えば、北海道は786円ですが、ここに調べた都道府県の中で最賃周辺の張り付き具合が最も高く、有効求人倍率が1.09で、ここの中で最も低いという状況です。やはり賃金というのは需要と供給の関係が多いのかなと思います。

それから、ハローワークだけではなくて、民間のタウンワークの状況はどうかと調べたところ、ここは50円単位でしか載っていませんので、ここは750円未満、749円までということになります。これが鹿児島は14%ということで、Dランクの中では高いということになっております。ただ、800円以上が77.4%あるということで、大部分は750円以上で募集をされており、最賃の引上げにそんなに直接的に影響は受けないだろうと理解しています。

そして、第4表の部分ですが、3要素を総合的に表しているという意見があるのですが、そこが私たちはどうしても理解ができない部分で、第4表というのは、賃金はどう変わったかということだけを示している表であって、生計費とかそういうものを

考慮した数字ではないと思っています。特に一番後ろの8ページですが、これは今年厚労省が発表した平成28年度の賃金引上げ等の実態に関する調査の中の、賃金の改定決定にあたり重視した要因、要素ということで、第1順位、一番多かった、優先したのは「企業の業績」があって、後は「重視した要素はない」、あるいは「労働力の確保」だとか「親会社又は関連会社の改定の動向」を参考にしたと、複数回答の部分でいきますと、一番多いのは自社の企業の業績を参考にしている。「世間相場」というのは18.8%であると。その他というのは2%。賃金を、企業が総合的に、生計費とかいろいろなことを参考に、賃金決定しているのであれば、複数回答のその他の方はもっと増えてもいいのだろうと思います。

そして、これは少し古いのですが、2013年3月の労働政策研究・研修機構の調査で、最低賃金と企業行動に関する調査の中の賃金決定時に最も重視する考慮事項ということで、これは正規と非正規に分けてありますが、正規労働者の賃金引上げ時に何を重視するかというと「経験年数」だとか「仕事の困難度」、あるいは「同じ職種の従業員の賃金相場」、そして「その他」。非正規労働者になると、「同じ地域のパート、アルバイトの賃金相場」、「仕事の困難度に応じて」とか「経験年数」という順番で、きています。非正規労働者でいくと、10.9%は地域別最低賃金を参考に、重視をしながら、賃金を決定している、引き上げているという結果が出ております。

こういうのを見た時に、やはり3要素を、第4表が3要素を総合的に表しているということはなかなか言えないだろうと私たちは思っています。そして、去年、私たちは、鹿児島は全会一致で、目安どおり21円引き上げて715円にということに労側も賛成しました。それは、やっぱり、影響率が2桁、10%をはるかに超える影響率ということ、それから、21円という過去最高の引上げを行うということで、最後まで労側はプラスを主張しましたが、結果的に目安で合意したのは、やっぱり、本当にこれが雇用に影響しないだろうかと、だいぶ心配がありました。14、15%の影響率とかなってきた時に、「21円にプラス1円、2円しても、まったく大丈夫ですよ」と言い切れる自信がなかったということで、去年、目安で賛成しました。その結果、大幅に引上げ、これは21円、20円を超えると大幅だと断言をしてもいいと思うのですが、大幅に引上げて雇用の影響がどうだったかということになりますと、現実的に有効求人倍率がどんどん上がってきているということで、今現在の経済情勢、少なくともこの1年間の経済情勢から見た時に、21円という大幅な引き上げは雇用に対しては、さほどは

悪い影響はなかったのだろうと、それよりも現状は去年よりも鹿児島は良くなっているということがありますので、今年もそういう部分では、ある程度大幅に引き上げても、鹿児島県の経済は耐えられるだろうと思っています。

したがって、これらを総合的に考えまして、目安の22円は上回るのですが、30円の引上げをお願いしたい、求めたいと思っております。以上です。

○ 石塚部会長

いろいろなデータを挙げていただいて、その結果、30円の引上げということで、労側から金額が出てきました。

それに対しまして、使側からお願いできますか。

(使側の資料配付)

濱上委員

では、今、2種類、A 4 3枚綴りと、あと資料編と、2種類お渡ししてございます。「はじめに」というところを書いてございますが、今回、22円という目安が示されたわけですが、これについては、使用者側委員は、考慮は致します。致しますが、国の示す3%という数値目標以外の、しっかりとした根拠はなかなか見えてきておりません。そういった中で、私どもはやはり、最賃法9条、それから私どもの掲げる具体的なデータに基づいて審議していただきたい。主張すべきは主張させていただくという方針で述べさせていただきます。

まず、地方経済の現況ということで(1)に掲げてございますけど、資料No1と打ってあるところでございます。その中で、業況判断、中小企業の業況判断であります。確かに緩やかに持ち直してきているというようなことではあります。では、本当に地方経済まで波及しているのかどうか、やはりそこは甚だ疑問があるということで、それはそこに書いてあるようなことではあります。表にも掲げてございますが、特に小規模の業況判断については、マイナスの16.5、4月から6月まで、依然としてマイナスの10%台後半の高い水準になっておりまして、緩やかに改善しているとはいえ、やはり大企業に比べて鈍い。それから今後につきましても、海外情勢の不確実性等ともありまして、先行きは依然として不透明であるのではないかと、経営者としては心理的

に非常に不安を抱えたままであるということでございます。

それから、「地域社会の危機」ということで掲げてございますが、1枚めくっていただきまして、平成28年の経済センサスですが、言わずもがなですが、我が国の企業の99%以上が中小企業であるということ、資料2の一番右下に大企業、中小企業というカッコがありますが、99%以上が中小企業である。しかも、また、そのうちの9割近くを小規模事業者が占めているというような数字でございます。

それから資料の方を1枚めくっていただきますと資料のNo3ということで、平成24年から平成28年の4年間の推移が掲げてございます。この間に小規模事業者は13.2万社減少しております。そして、小規模事業者の従業者数につきましても、10万人減ってきているということでございます。この4年間景気改善傾向ということで、従業者数はトータルとしては増えてはいるのですが、小規模事業者の従業者数は依然として減り続けているということ非常に厳しい状況にあるということです。

それから ですが、やはり、小規模事業者というのは、地域雇用の重要な担い手であるし、地域経済に対する貢献度は高いけれど、非常に厳しい経営状況にあるということも考えてございます。

それから、2ページ目です。中小企業庁が平成27年に発表しました小規模事業者の事業活動の実態把握調査というものでございますが、これが資料4であります。小規模事業者の直近3年間の売上高ですが、横ばいが44.3%です。それから、減少が28.1%ということで、非常に厳しい状況にあるということでございます。

であります。地域経済を支える小規模事業者が厳しい経営を強いられている中で、最低賃金の大幅な引き上げというのは固定費の増大を意味することになるということでもありますので、小規模事業者の廃業、もちろん開業もできないという状況になって、これは労働者の雇用という面からも非常に厳しい現実であるなということでございます。

それから、大きな(3)であります。所得格差が鹿児島県内は非常に高いということでもあります。そういった場合に、改定の目線はどこに置くべきか、というような資料でございます。

資料のNo5の(3)ですが、今年2月に発表された県民経済計算年報によりますと、鹿児島県民の平成26年の1人当たりの県民所得は2,389,000円ということでもあります。全国平均が3,057,000円、東京都は4,512,000円ということでありまして、鹿児島県と東

京都の1人当たりの県民所得の格差が1対0.529という格差になっております。ちなみに最低賃金の鹿児島県と東京都との格差は1対0.767ということで、県民所得の格差よりは小さくはなっております。

それから、次は資料の6でございます。今度は市町村民所得推計というものが出ております。市町村ごとの1人当たりの所得を試算したものでございますが、もちろん鹿児島市がずば抜けて高く2,687,000円でございます。そして、一番低いのが、三島・十島は人口が少ないので外してございますが、伊仙町が、徳之島の伊仙町です。これが1,489,000円となっております。鹿児島市と伊仙町の1人当たりの県民所得の格差が1対0.554で、これは鹿児島県と東京都の1人当たり県民所得の格差とほぼ同じような数字となっております。それから、県平均が先ほど2,389,000円と申し上げましたが、県内43市町村でございます。43団体のうち2,389,000円を下回る団体が37団体、200万円に満たない団体も9市町村あるということで、鹿児島県の地域間格差というのは離島を中心に非常に大きいものがあるというのが資料6から伺えると思います。その下に書いてございますが、東京都と鹿児島県、鹿児島市と伊仙町という1人当たり県民所得の格差という面からみれば、ほぼ同じ関係にあると思っていと思うのですが、最低賃金においては、鹿児島県に東京都の最低賃金が適用されることはないけれども、伊仙町には鹿児島市と同じ最低賃金が適用される。最低賃金の適用においてはこのような所得の低い地域にあっても、それがまったく考慮されないということで、最低賃金の改定においては地域社会の維持、存続に欠かせない小規模事業者視点に当たった審議がなされるべきではないかということでございます。

それから、最後のページであります。以上のような認識に基づいて今年度の考え方でございますが、先日の基本的な見解の時にも申し上げました、労働者の生計費、賃金、通常の事業の賃金支払い能力を考慮して定めるという最低賃金法第9条に基づくということ、それから、先ほどから出ておりますが、やはり、賃金改定状況調査結果の第4表の結果というものをやはり十分踏まえるべきであろうと思っております。去年が21円、今回、目安が22円ということになると2年連続で40円を超える。本当に特に小規模事業者にとっては多大な負担になるということでございます。その第4表ですが、一番最後の資料7に掲げてございますが、全産業で0.9%の伸びと、それは対前年比では同じしか伸びていないということでありますから、地域経済への波及効果は、ここに及んでいないという裏付けかなと思っております。わずか0.9%しか伸

びていないということ、それから先ほどから出ていますが、中小企業、中小零細企業に対しての支援策というのが、まだ十分に見えてきていないということ、そのようなことを総合的に勘案しましても、あくまでもデータ上ではありますが、使用者側としましては0.9%、この第4表と同じような伸び0.9%ということで行きますと、プラス6円という数字を出さざるを得ないというのが現状でございます。

ただ、冒頭も申し上げましたが、目安というものについては、十分な考慮はしていく用意はございます。

以上です。

○ 石塚部会長

どうもありがとうございました。

使側からも詳細な資料を出していただいて、それに基づきまして、使側からも6円が提示されました。それぞれかなり詳細なデータに基づいて、額を提示されておりますが、それぞれの提示理由、提示額につきまして、質問、ご意見等があればお聞きしたいと思いますが、何かございませんでしょうか。

新内委員

地域間格差というのは、我々もまったく無視しているわけでもないのですが、結局、極端に言うと鹿児島市は、もしかしたら20円とか、20何円上がってもいいけど、平均所得の低い地方、離島とっていいのかわかりませんが、そういう所は、地域経済に大きなマイナスのダメージを与えることになるから、あまり急激に上げるべきではないということですよ。

資料で、これは、私たち労側もこの地域間格差、地域における所得の格差というのは、いろいろな所で格差是正、春の春季生活闘争でもそうですが、地方と地方、あるいは規模間の格差、雇用形態の格差というものに、これをなくすべきだということで、ずっと取り組んでやっていますが、なかなか結果は出ないですが、東京の格差というのは鹿児島の県内格差と比べて、比じゃないのです。同じ都道府県の県民統計調査等々で、東京だけは市町村ごとの1人当たり所得とか出していないように見当たらないのです。別なデータで、それぞれ市町村民税の所得割から逆算した地域間格差でいくと、鹿児島県では若干違うのですが、鹿児島では鹿児島市がやはり一番高いと。そ

れで見たときには鹿児島県内では、与論が一番低いのですが、与論は鹿児島市の39.75%しか所得がない。ですから、確かに鹿児島市だけを頭に入れて20円上げる、そうすると与論とか鹿児島市以外のところではダメージは大きいのでしょうか、使側の資料でもそうですが、東京は1人当たり所得が一番高い、これはみんなが思っているのでしょうか、その中で、港区が一番高いということで、一番低いのが東京の桧原村ということで、同じように比較を出すと、港区の14.0です。という所からみると、最低賃金をある程度引き上げる、東京は932円ですから、そういったところでも「港区は特段高いから、港区を参考にするな」と言われるかもしれませんが、与論は鹿児島市に比べて、逆に鹿児島市と県平均と出してみたときに、与論は48%ぐらいしかありませんので、桧原村は東京都平均の4割ということで、格差でいくと1人当たり所得という、1人当たりの平均所得から見たときの格差というものは、鹿児島は高い方だと思います。離島を抱えて、東京とか沖縄とか離島がないところに比べて、格差は確かに高いと思いますが、それを比べても、やはり最低賃金を引き上げた時に、離島に大きな影響が、マイナスの影響があるとはなかなか思えないですし、格差としてはもっともっと大きいところがあります。

それから、第4表が私はどうにも理解できないです。総合的に表しているということが、なかなか我々には理解できないのです。その部分で、もう少し第4表に対する考え方、「どういう面から見た時に、総合的に表しているか」ということを、次回でも結構ですので、教えていただければと思います。

以上です。

○ 石塚部会長

地域間格差の問題、東京都の桧原村はどこですか。

新内委員

桧原村というのは東京の一番上の山の中です。

○ 石塚部会長

奥多摩の方ですよ。

新内委員

そうです。奥多摩のもっと山の中です。

○ 石塚部会長

離島ではないですね。

新内委員

離島ではないです。

○ 石塚部会長

毎年いつも議論になるのは。

新内委員

平均所得ということは、雇用者の所得でもないし、事業主。港区、一番高い港区は不思議なことに、株価が上がると平均所得も上がってくるところです。ということは、平均所得にはいろいろな人がいて、特に港区は、たぶんあそこに住んでいる人というのは、サラリーマンだったらエリートサラリーマンでしょうし、投資とかそういうところがウエイトを占めているとみると。ですから、賃金とかそういう部分を必ずしも正確には表していないのだろうなと思います。

濱上委員

企業所得も入っているのでは、ないですか。

新内委員

入っています。

濱上委員

そうなると、営業収益等がぐっと上がるでしょうから。港区というと商社が多いですからね。

新内委員

そうですね。ただ、そこから企業所得の中から、経営者なり株主が給与としてもらった部分が、住民税の所得割から逆算していますので、そういう意味でいくと、企業等の直接的な所得は入ってこないと

○ 石塚部会長

使側から出てきたのは、GDP、県の県民所得ですから、おそらく、雇用者層が大きなウエイトを占めて、鹿児島の場合は鹿児島市の場合も、おそらく雇用者数が多いだろうと。ただ、東京とか大阪、特に東京の場合は、それ以外の、特に都心の方は新内委員がおっしゃったように数は少なくとも1件当たりの数字はものすごく大きいでしょうから、そのあたりがちょっと比較はできないという事実はあるのかなと思います。

新内委員

いろいろなデータも、単純にそこだけをとらえてというのは、やはり違うだろうなと。私たちがいつも言っていますが、悩ましいのは、「賃金」とか「生計費」とかは、ある程度数字で判断できるけれども、「支払能力」はなかなかそういう数字で判断できないと。それと最低賃金決定にあたって、支払能力を参考にしなさいというのは世界中探しても、おそらく日本だけだと思います。ILOの勧告の中にもそれは入っていないです。それが入っても、支払能力は大事な問題ですから。

○ 石塚部会長

支払能力を度外視して考えるわけにはいかないですね。

新内委員

先ほども言いましたが、本当に今年は、今年が史上最高で、去年の目安を超えていますから。去年の21円と影響率を見た時に、去年は言いにくかったから言いませんでしたが、このメンバーが半分変わっていますから、去年はだいぶインパクトを感じられたのではないですか。そこから比べると、今年は、去年と比べると影響率も含めて去年とそこまで変わらないから、影響率やいろいろなデータを見た時に、去年と比べ

て衝撃は、今年は個人的にないですね。

○ 石塚部会長

労側から見たら、そうなのかもしれませんね。

新内委員

去年は本当に、審議しながら、影響率を2回目で出された時に、本当にどうしようかと、労側は後で話をしたのです。それを鹿児島県経済が耐えられるか、自信がなかったのですが、結果的には、去年から比べて鹿児島県は経済状況が良くなっている、経済情勢が良くなっているということは、支払能力も増えていると我々は理解しています。

○ 石塚部会長

ということですが、とにかく統計データはマスで出ているので、その細かい所の現場というのは、我々は見ることができないので。

新内委員

ただ、最賃法はマスで決めろと言っていますよね。

○ 石塚部会長

そうですね。基本的には統計で。

新内委員

支払能力に関しては、わざわざ「通常の事業の支払能力」と言っていますよね。ということは、「個別の企業の支払能力ではないですよ」というところを、やはり注意しておかないといけないのだと。使用者委員の皆さんも、それはわかっているとおっしゃるだろうし、だから目安まで賛成されたのだと思いますが。そういう部分をきちんと踏まえていきたいなと思います。

○ 石塚部会長

という意見がございましたけど、他に意見はございませんか。使側から何かございませんか。

(意見なし)

石塚部会長

それぞれ皆さんが、データに基づいて合理的な説明をしていただいたのですが、基本的に、額を決めていかなければなりませんので、結果的に金額は30円と6円と、かなりかい離がございます。今、ご意見を伺いましたが、それぞれデータに基づいて詳細におっしゃっていただいたので、これ以上はなかなか合理的な説明が出て来ないかもしれません。何かこの場で言っておきたいことはございませんか。

喜納委員

喜納といいます。よろしくをお願いします。

鹿児島という大きな県単位のマスの話ではありますが、私は個々の企業、経営も含めて話をしているので、労働条件改定交渉の中での話を少しさせていただけたらと思います。

私たちが経営の方に、「今年も目安ぐらい上がるつもりで考えて下さい」ということは話しています。最初の全体のところで、それぞれの企業で勤めている従業員の生活なり、今後の将来の展望なりを図るのは、労使、会社の経営者も考えてもらわないと、まったく働く意欲も含めて、今後の従業員の幸せが作れないですねという共通認識を持ちましょうということで話をします。

これを今の最低賃金で言えば、私たちが、鹿児島で働いている方の労働の価値、評価を今後していくことも、ひとつなのかなと思っています。私は、去年よそから転勤して来ましたが、鹿児島の県民総生産を見ると、県で26番目、決して、経済的には低くはないと思っています。その中で、今、最低賃金が715円という下から2番目の低さの評価であるのは、私は鹿児島の今の経済を含めて、今私が担当している中小の企業も含めて、それは非常に低い数字だと私は今思っています。

私が担当している企業には、中小、製造もありますし、小売り、サービスもあります。そういうところが、経営の方も、今、実勢の中では715円では雇用していない、

実際の中ではないというのは、それだけの評価を持ってパートさんを雇用しているのだなと、それぞれ経営者の方には、「感謝」という言葉は変ですが、思っているというのが現状です。ですから、さっき言いましたが、戦後、経済の上下があって不安定な中で、決して使側だけが作ったとは言いませんけれども、パートという「労働の緩衝剤」というか、「景気が悪くなったら辞めてもらう」とかというような雇用形態を作ってきたというのは労使双方だと思っていますので、使側ではないと思っていますが、今は「確実な労働力」としてそれぞれの会社さんで働いている人たちなので、使側、経営側からすると固定経費とおっしゃいましたが、これについては、それぞれの生活が少しでも上がれば消費も回りますし、働く中での意欲にもつながる。私たちは「人への投資」ということを、経営者の皆様にはお願いして話をしています。もちろん格差がありますし、それは私たちも認めますが、使側の皆さんが、本当に今のこの最低賃金の水準でいいと思っているのなら、私としては、すごく残念だなと、今日の提案、提示を見てちょっと思っています。

実際の数字で話をしていないのですが、今の水準のあり方から見て、私の思いを、話させてもらいました。是非、使側の皆様には、そういう意味合いで、鹿児島で働いている人の労働の価値なり、その賃金の意味合い、生活、経済の影響のことを考えていただき、是非、判断いただきたいと思っておりますので、よろしく申し上げます。

○ 石塚部会長

鹿児島県の最低賃金の水準、あと、県民所得の水準と少しかい離があるのではないかと、そういったところから最低賃金が低いのではないかとということで、これは使側の理解が必要ではあるけれども、特に外から来られた方からは、そういう印象が非常に強いというご意見でしたが、他に何かございませんでしょうか。

(意見なし)

石塚部会長

それではこのままではその差がなかなか埋まらないので、時間もありますが、それぞれ使側、労側で個別に話をしたいと思っておりますので、ちょっと時間をいただきたいと思います。

使側からお願いできますか。使側から始めたいと思いますので、ちょっと1回両方出ていただいて、公益で話をさせてください。

(公使個別協議)

(公労個別協議)

石塚部会長

労側、使側に個別に話をさせていただきました。

使側から先ほど、「目安額なら賛成する。それ以上は無理ですよ。」というお話でした。労側に投げかけましたが、労側は、今日のところは25円というところで、ただ、いろいろな具体的な状況、特に他県の動向などを考えなければいけない。それを考えないとなかなか結論が出せない。具体的には沖縄、宮崎、ここが今、最低なわけですが、そこがもし上げてきた場合に、鹿児島県が一番低いということになってしまう可能性がある。そのあたりで、どうするかということをやっと考えなくてはいけないのではないかということで、今日のところは、25円、それ以上の譲歩は考えられないというところですよ。

今のところ、3円の隔たりがあるという状況で、これ以上はなかなか進まない状況にあります。それで、次回は4日に開催しますが、その日までにご検討いただいて、回答というか、次の専門部会に臨んでいただければと思います。

今日のところはよろしいでしょうか。

(異議なし)

石塚部会長

それでは、最後の議題の「その他」ですが、事務局から何かありますか。

平松室長補佐

次回が4日の18時から、午後6時からということをお願いしているところですが、4日が金曜日でございます。しかも、17時半以降は庁舎への侵入経路が非常に限られて参ります。そのことにつきまして、お配りした紙に留意していただければと思

ます。当日は、事務局職員が目立つ場所に立っておりますので、お気をつけていただければと思います。よろしくお願いいたします。

石塚部会長

明後日は、時間外ですので、裁判所側の方から入ってくださいということです。みなさんよろしくお願いいたします。それでは、次回は8月4日の午後6時から開催いたします。場所は、今日と同じ場所です。

それでは最後に、議事録署名者を指名します。労働者側は新内委員、使用者側は濱上委員にお願いします。

それでは本日はこれで閉会いたします。長時間どうもありがとうございました。

議事録署名

部 会 長

労働者代表委員

使用者代表委員
